

奈良県告示第九十二号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

令和七年五月三十日

奈良県知事 山下 真

売りさばき場所を 変更した指定売り さばき人の名称	変更前の売りさば き場所	変更後の売りさば き場所	変更年月日
株式会社南都銀行	磯城郡田原本町一 八一番地の四 株 式会社南都銀行田 原本支店	磯城郡田原本町一 四〇番地の四 株 式会社南都銀行田 原本支店	令和七年六月十六 日